

## 答 申 書

令和3年12月21日付那珂総第428号により審査庁那珂川町長（以下「審査庁」という。）から諮問のあった、那珂川町ケーブルテレビ施設基本利用料等減免申請決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

処分庁那珂川町長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った那珂川町ケーブルテレビ施設基本利用料等減免申請に対する減免事由非該当決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求には、理由がないことから棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり主張し、本件処分は違法、又は不当であることから、本件処分の取消し及び減免事由「災害等やむを得ない事情により町長が認めたもの」該当による減免決定を求めている。

令和2年度には税条例を改正し、国民健康保険税や固定資産税等については、新型コロナウイルス感染症拡大による所得減少に伴い減免・徴収猶予制度を設け、水道料金等についても猶予制度を設けていること。国民健康保険税については令和3年度においても減免、徴収・猶予制度の延長に係る条例改正をしたこと。

コロナ禍において、自宅にいる時間が増えていることなどから、ケーブルテレビの役割は益々重要なものとなっていること。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が各市町村の実情に合った施策のために交付され、那珂川町においても多額の交付金が交付されていること。

これらのことから、ケーブルテレビ施設基本利用料に減免の措置が講じられないことにおける公平性の欠如、コロナ禍におけるケーブルテレビの今後の重要性に対する認識の欠如があり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用することができるにもかかわらず、減免等の措置を講じないこと。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

減免事由の一つである「災害等やむを得ない事情により町長が認めた者」については、火災

及び地震、水害等自然災害により一時的にケーブルテレビの利用又は使用料の納付が困難となった方を減免する趣旨であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少は当該減免事由には該当しないこと。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う減免規定を設けた国民健康保険税、介護保険料及び固定資産税については、加入者及び固定資産所有者に納付の義務があり、国による財政支援に基づくものであること。

ケーブルテレビ施設基本利用料は、ケーブルテレビのサービスを受ける対価として町が加入者から徴収する利用料であり、受益者負担の原則を求めるものであること。

本件処分については那珂川町ケーブルテレビ施設条例（以下「施設条例」という。）の規定に基づき決定を行った結果、減免事由非該当となったものであり、本件処分を違法又は不当とする理由がないこと。

### 第3 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の第3の理由のとおりとしている。

### 第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月21日	諮問書の受理
令和4年1月14日	事務局による概要説明
令和4年1月24日	調査審議

### 第5 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の第3の理由と同旨であり、次のとおりである。

#### 1 理由

那珂川町ケーブルテレビ施設は、地方自治法で規定する公の施設であり、その設置及び管理に関する事項は、条例で定めることとなっている。

審査請求人が減免を求める本施設の基本利用料（使用料）については、施設条例に規定されており、その減免についても該当基準が定められている。

使用料は、本施設の利用の対価として徴収するもので、その基本はあくまでも受益者負担の原則を求めるものである。その上で、減免制度については、公益に資するものであるか、負担能力から支援の必要があるかなどを基準として判断するものであり、政策的、特例的な措置である。

本件審査請求において審査請求人は、新型コロナウイルス感染症拡大による所得減少者を、施設条例の減免該当基準にある「災害等やむを得ない事情により町長が認めた者」に該当しないとする処分の是正を求めているが、本件処分の違法性や不当性についての主張はなく、政策に対する要望等を理由としたものとなっている。

2 結語

本件処分は適法かつ妥当である。

3 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上によれば、本件処分に違法性又は不当性は認められず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、第1に記載のとおり答申する。

那珂川町行政不服審査会

会長 矢内 修

委員 川上 やよい

委員 薄井 秀雄

委員 平澤 秀子

委員 菊池 眞一